



2021年5月10日

各 位

上場会社名	アマテイ株式会社
代表者	代表取締役社長 藪内 茂行
コード番号	5952 (東証第二部)
問合せ先責任者	取締役経営管理本部長 石野 栄一 (TEL: 06-6411-1236)

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、2021年6月28日開催予定の当社第80回定時株主総会において定款変更議案等が承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決議しましたが、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役候補者及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役候補の選任

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者(2021年6月28日開催予定の当社第80回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	旧役職名	備考
佐藤 亮	代表取締役社長	—	新任
山本 信之	取締役	同左	再任
川上 剛司	取締役	—	新任
井ノ上 剛志	社外取締役	同左	再任
木本 和彦	社外取締役	同左	再任

井ノ上剛志氏及び木本和彦氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

- (2) 監査等委員である取締役の候補者(2021年6月28日開催予定の当社第80回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	旧役職名	備考
木村 光弘	監査等委員(常勤)	—	新任
古澤 元	社外取締役 監査等委員	—	新任
塩野 隆史	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任
米田 小百合	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任

古澤元氏、塩野隆史氏及び米田小百合氏は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。また、塩野隆史氏及び米田小百合氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

- (3) 退任予定取締役・監査役(2021年6月28日開催予定の当社第80回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	旧役職名	(退任後役職名)
藪内 茂行	代表取締役社長	任期満了、顧問
石野 栄一	取締役	任期満了、顧問
高丸 明	社外取締役	任期満了
濱口 真一	監査役(常勤)	任期満了
中川 泰三	社外監査役	任期満了
塩野 隆史	社外監査役	監査等委員である取締役
米田 小百合	社外監査役	監査等委員である取締役

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 当社は、取締役の職務執務の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年6月28日開催予定の当社第80回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削減等の変更を行うものであります。
- ② 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第9条を新設するものであります。
- ③ 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第31条第2項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、中間配当規定の新設、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月28日(月)(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月28日(月)(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (条文省略)</p> <p>13. 土木建築材料・建築金物の強度、耐久性、安全性等の調査、研究及び品質検査並びに品質向上技術の開発</p> <p>14. 梱包木枠、パレット、梱包材料の強度、耐久性、安全性等の調査、研究及び品質検査並びに品質向上技術の開発</p> <p>15. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p>13. 土木建築材料・建築金物の強度、耐久性、安全性等の調査、研究および品質検査ならびに品質向上技術の開発</p> <p>14. 梱包木枠、パレット、梱包材料の強度、耐久性、安全性等の調査、研究および品質検査ならびに品質向上技術の開発</p> <p>15. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>3. 会計監査人</p>
<p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(削除)</p>
<p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情</p>	<p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る</p>

現行定款	変更案
<p>報を、法務省令に定めるところにしたい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p>	<p>情報を、法務省令に定めるところにしたい、インターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p>
<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第17条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p>	<p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>6名以内とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第18条 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p>
<p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す</p>	<p>② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会を置く。</p>	
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の決議方法等)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、<u>取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会規定)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 30 条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	
<p>(員数)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 31 条 <u>当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	
<p>(選任方法)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="400 107 512 136">(新 設)</p> <p data-bbox="272 488 639 517">第6章 会 計 監 査 人</p> <p data-bbox="113 584 360 613"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p data-bbox="113 633 647 663">第41条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p data-bbox="113 730 544 759">第42条～第43条 (条文省略)</p> <p data-bbox="113 920 217 949">(報酬等)</p> <p data-bbox="113 969 802 1043">第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p data-bbox="113 1111 416 1140"><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p data-bbox="113 1160 802 1335">第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="360 1447 552 1476">第7章 計 算</p> <p data-bbox="113 1543 528 1572">第46条 (条文省略)</p> <p data-bbox="113 1639 296 1668">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="113 1688 802 1812">第47条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p data-bbox="400 1879 512 1908">(新 設)</p>	<p data-bbox="831 152 1142 181"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p data-bbox="831 201 1525 423">第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p data-bbox="991 490 1358 519">第6章 会 計 監 査 人</p> <p data-bbox="1118 586 1230 616">(削 除)</p> <p data-bbox="831 730 1262 759">第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="831 920 935 949">(報酬等)</p> <p data-bbox="831 969 1525 1043">第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p data-bbox="831 1111 1134 1140"><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p data-bbox="831 1160 1525 1382">第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="1078 1449 1270 1478">第7章 計 算</p> <p data-bbox="831 1543 1278 1572">第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="831 1688 1134 1718"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="831 1738 1525 1812">第42条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="919 1879 1525 1953">② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 48 条</p> <p>(新 設)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 当社は、第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>